○○○組合　機械等管理運営規程

（目的）

第１条　この規程は、○○○組合（以下、組合）が所有するまたは利用する農業用機械・施設の管理運営を円滑にするため、必要な事項を定める。

（機械・施設）

第２条　この規程の機械・施設の種類は、別紙管理台帳のとおりとし、借り上げた機械・施設を含むものとする。

（機械・施設の管理場所）

第３条　機械・施設の管理場所は組合員の格納庫とし、場所は別途協議する。

（管理責任者）

第４条　機械・施設の管理責任者は組合の作業・機械担当理事とする。管理責任者は、機械・施設の整備計画を作成し、管理運営にあたる。

（利用者）

第５条　第２条の機械・施設の利用者は組合員とする。

（オペレーター）

第６条　管理責任者は、機械・施設の効率的な運用及び善良な管理を行うため、オペレーターの養成・確保を図るものとする。また、オペレーターは機械の運転、作業について常に細心の注意を払い、これにあたるものとする。

（機械・施設の保全管理）

第７条　管理責任者は、機械・施設の効率的な運営と保全を図るため、次の帳簿を備え付けるものとする。

　　（１）農業機械等使用簿

　　（２）修理台帳

　　（３）燃料受払い簿

　　（４）経理諸帳簿

（賃借料金）

第８条　組合が個人所有等の機械・施設等を借り上げる場合の料金は、別途協議の上、理事会で決定する。